

公示送達について

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条の規定において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定に基づき、送達を受けるべき者の住所及び居所が不明であるので次のとおり公示送達する。

なお、当該文書は、保健医療部保険年金課に保管してあるので該当者の申出があれば、いつでも交付する。

令和8年6月12日

立川市長 酒 井 大 史

- 1 送達すべき書類 国民健康保険法第79条の2及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の3第1項の規定に基づく文書
- 2 書類送達した文書の氏名、調定年度、賦課年度、期別及び通知書番号  
公示送達者名簿のとおり

